

一般財団法人新潟県バスケットボール協会 評議員及び役員選出内規

第1条 (目的)

この内規は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会基本規程第3条に定める評議員の選任及び第10条に定める役員の選任について、必要な事項を定める。

第2条 (評議員の選出方法)

- (1) 加盟団体・傘下団体（以下、「加盟団体等」という。）からの選出評議員数は**11名**とし、当分の間、次に掲げる区分から各1名とする。

三条バスケットボール協会、柏崎バスケットボール協会、小千谷市バスケットボール協会、十日町市バスケットボール協会、燕市バスケットボール協会、糸魚川市バスケットボール協会、妙高市バスケットボール協会、五泉市バスケットボール協会、魚沼市バスケットボール協会、南魚沼市バスケットボール協会、阿賀野市バスケットボール協会

- (2) 学識経験者の選出評議員数は、**7名**とする。
(3) **加盟団体等が推薦する評議員は、原則として専務理事（理事長）等の職にある者とする。**

※ **評議員はR5年度に改選予定**

第3条 (役員の選出方法)

(1) 理事の選出方法

- ① 加盟団体等からの選出理事数は**8名**とし、当分の間、次に掲げるとおりとする。
- | | | |
|---|------------------|----|
| ア | 新潟市バスケットボール協会 | 1名 |
| イ | 長岡市バスケットボール協会 | 1名 |
| ウ | 上越市バスケットボール協会 | 1名 |
| エ | 新潟市バスケットボール協会 | 1名 |
| オ | 佐渡バスケットボール協会 | 1名 |
| カ | 新潟県高等学校体育連盟 | 1名 |
| キ | 新潟県中学校体育連盟 | 1名 |
| ク | 新潟県社会人バスケットボール連盟 | 1名 |
- ② 学識経験者の選出理事数は**12名**とする。
③ **加盟団体等が推薦する理事は、原則として専務理事（理事長）等の職にある者とする。**

(2) 監事の選出方法

監事は2名とし、学識経験者から選出する。

第4条 (改正)

この内規の改正は、理事会において行う。

附則 この内規は、平成27年3月21日から施行する。

平成29年3月20日一部改定

平成30年3月21日一部改定（第2条、第3条）

平成30年6月10日一部改定（第2条）

村上市バスケットボール協会（脱退）

平成30年6月23日一部改定（第2条）

阿賀野市バスケットボール協会（加盟）

令和2年7月31日一部改定（第3条）

新潟県ミニバスケットボール連盟の廃止に伴う選出理事数の変更

令和3年6月13日一部改定（第2条、第3条）